

栄養士法の改正に伴う各種条例の改正について

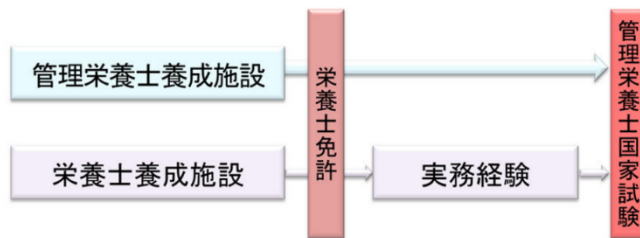
<出典：内閣府>

管理栄養士養成施設卒業者に係る 管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化（栄養士法）

施行日：令和7年4月1日

現
行

- 管理栄養士養成施設卒業者※は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある。



※管理栄養士養成施設卒業見込者を含む。以下同じ。

支障

- 管理栄養士養成施設卒業者にとっては、受験資格として栄養士免許を取得する必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっている。

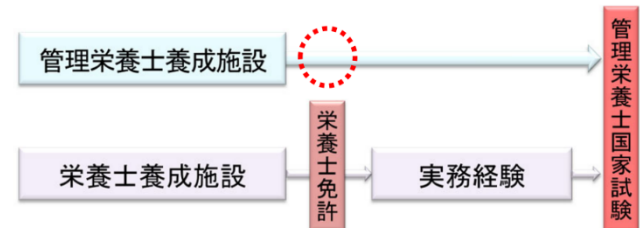


- 都道府県にとっては、受験資格を満たすために栄養士免許の交付等を行わなければならない、負担となっている。



見
直
し
後

- 管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする※。



※栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格として実務経験を経る必要があるため、栄養士免許を取得する必要がある。

効果

- 管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、負担が軽減される。



- 都道府県は、管理栄養士養成施設卒業者に対して、受験資格を満たすための栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、負担が軽減される。



○本件に伴い改正となる条例

- 1 函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- 2 函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- 3 函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- 4 函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
（当条例のうち，「短期入所生活介護」および「短期入所療養介護」の条文に関し改正あり）
- 5 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
（当条例のうち，「介護予防短期入所生活介護」および「介護予防短期入所療養介護」の条文に関し改正あり）
- 6 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
（当条例のうち，「地域密着型介護老人福祉施設」の条文に関し改正あり）
- 7 函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例